

Q. 廃車したのに納税通知書が

届きました。納めなければならないの？

A. 軽自動車税は、毎年4月1日に所有している人に税金が課税されます。4月2日以降に廃車したのであれば、今年度は納める必要がありません（譲渡した場合等も同様）。

Q. 道路を走らない農耕作業車やフォークリフトに税金がかかりますか？

A. トラクター、コンバイン、田植機などで乗用装置のあるものや、フォークリフト、ロードローラーなどのうち小型特殊自動車に該当するのは、軽自動車税が課税されます。所有者になった時点で届け出し、ナンバープレートを車体に取り付けてください。



問い合わせ先  
税務課市民税班  
☎52-9292

## 軽自動車税のよくある質問

Q. 軽自動車税は納付しましたが、8月に廃車にしました。税金は戻りますか？

A. 軽自動車税は年税です。年度の途中で廃車にしても月割りでの税金の還付はありません。

Q. バイク（50cc）を買い換えました。ナンバープレートを付け替えてもよいですか？

A. ナンバープレートの付け替えはできません。新しいバイクには、新しいナンバープレートを交付いたしますので、香美市で手続きをしてください。

Q. 自賠責保険は入らなければならないの？

A. 原動機付自転車を含む全ての自動車の保有者に、法律で加入が義務づけられています。また、フォークリフトなどの小型特殊自動車（農耕作業用を除く）についても、道路を一度でも走行する場合には、加入が必要です。



## 四輪自動車等は登録された時期によって税率が違います

四輪自動車等は、登録された時期によって税率が違います。

平成27年3月31日までに新車新規登録した車両は、次表①の税率です。

平成27年4月1日以後に新車新規登録した車両は、次表②の税率です。

ただし、初めて車両番号の指定を受けた月から13年を経過した車両（電気自動車等を除く）については、平成28年度から次表③の重課税率が適用されます。

軽自動車 車種区分	税率（年額）		
	平成27年3月31日 までの登録車…①	平成27年4月1日 以後の登録車…②	登録後13年超 （重課税率）…③
三輪自動車	3,100円	3,900円	4,600円
四輪乗用（自家用）	7,200円	10,800円	12,900円
四輪乗用（営業用）	5,500円	6,900円	8,200円
四輪貨物（自家用）	4,000円	5,000円	6,000円
四輪貨物（営業用）	3,000円	3,800円	4,500円

原動機付自転車等の税率が変わります

## 軽自動車税のお知らせ

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。年度の途中（4月2日以降）に取得した場合、その年度は課税されませんが翌年度から課税されます。また、車両を譲渡したり故障で車両を放置しているなど、実際には車両を使用していない場合でも、廃車の手続きがされていないものは課税されます。

軽自動車税に関する手続きは次のとおりです。

原動機付自転車（〜125cc）  
小型特殊自動車（農耕車含む）

【届出・必要なもの】

◆廃車：認印・ナンバープレート

◆名義変更：新所有者の認印・譲渡証明書

◆盗難：認印・警察への盗難受理番号

【問い合わせ・届出先】

税務課 ☎52-9292

香北支所 ☎52-9285

物部支所 ☎52-9288

軽二輪（126cc〜250cc）  
軽自動車（四輪等）

二輪の小型自動車（251cc〜）

【届出・必要なもの】

◆廃車：認印・検査証・ナンバープレート（前後2枚）・自賠責保険証

◆名義変更：新旧所有者の認印・新所有者の住民票（3カ月以内）・検査証・自賠責保険証

◆住所変更：認印・住民票（3カ月以内）・検査証・自賠責保険証書

【問い合わせ・届出先】

◆軽二輪・軽自動車（社）全国軽自動車協会連合会高知県事務取扱所（高知市長浜）

☎088-842-4311

◆二輪の小型自動車

高知運輸支局（高知市大津）

☎050-5540-2077

税率が変わります

## 原動機付自転車等は平成28年度から税率（年額）が引き上げられます

国の自動車関係税制の見直しにより、市町村が課税する軽自動車税の標準税率が改正になることに伴い、市条例の一部を改正しました。



車両区分	税率（年額）	
	平成27年度まで	平成28年度から
原動機付自転車（50cc以下）	1,000円	2,000円
原動機付自転車（50cc超90cc以下）	1,200円	2,000円
原動機付自転車（90cc超125cc以下）	1,600円	2,400円
原動機付自転車（三輪以上で50cc以下のもの）	2,500円	3,700円
二輪の軽自動車（125cc超250cc以下）	2,400円	3,600円
二輪の小型自動車（250cc超）	4,000円	6,000円
小型特殊自動車 農耕作業用	1,600円	2,000円
小型特殊自動車 その他	4,700円	5,900円

※平成27年度から税率引き上げを予定していましたが、1年延期し、平成28年度から新税率を適用することとなりました。